

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 公有水面埋立ての竣功の認可（４件）【港湾空港局港営部港営課】

2

- 指定公金事務取扱者の指定【環境局循環社会推進部業務課】

9

◇ 交 通 局

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【交通局運輸サービス課】

1 0

北九州市告示第 1 3 9 号

公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき
公有水面埋立ての竣功を認可したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり
告示する。

令和 7 年 4 月 7 日

北九州港港湾管理者 北九州市
代表者 北九州市長 武 内 和 久

1 竣功認可の年月日

令和 7 年 3 月 3 1 日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 北九州市

住 所 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

代表者 北九州市長 武内和久

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

北九州市門司区新門司北三丁目地先

(2) 区域

次の地点のうち、165の地点と164の地点を直線で結んだ線、164の
地点と166の地点を直線で結んだ線、166の地点と167の地点を直線で
結んだ線、167の地点と169の地点を直線で結んだ線、169の地点と155
の地点を直線で結んだ線及び155の地点と165の地点を直線で結んだ線
により囲まれた区域

165の地点 丸山三等三角点（北緯 3 3 度 5 3 分 0 3 秒 5 6 6、東経
1 3 0 度 5 9 分 0 2 秒 0 9 7）から 1 1 9 度 3 0 分 3 8
秒 1， 5 2 0． 6 8 メートルの地点

164の地点 165の地点から 1 7 8 度 5 7 分 5 9 秒 6 4． 9 6 メー
トルの地点

166の地点 164の地点から 1 6 8 度 3 5 分 2 1 秒 2 0． 3 7 メー
トルの地点

167の地点 166の地点から 1 0 2 度 5 7 分 0 0 秒 1 6 6． 8 4 メー
トルの地点

169の地点 167の地点から 1 3 度 0 0 分 0 0 秒 8 7． 6 2 メートル
の地点

155の地点 169の地点から 2 8 2 度 5 7 分 0 0 秒 1 6 6． 8 3 メー
トルの地点

(3) 面積

15,796.91平方メートル

4 埋立ての免許年月日及び番号

昭和55年2月21日

北九州市指令港港港第13号

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名

北九州市

北九州市告示第 1 4 0 号

公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき
公有水面埋立ての竣功を認可したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり
告示する。

令和 7 年 4 月 7 日

北九州港港湾管理者 北九州市
代表者 北九州市長 武 内 和 久

1 竣功認可の年月日

令和 7 年 3 月 3 1 日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 北九州市

住 所 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

代表者 北九州市長 武内和久

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

北九州市門司区新門司北三丁目地先

(2) 区域

次の地点のうち、163の地点と162の地点を直線で結んだ線、162の
地点と161の地点を直線で結んだ線、161の地点と168の地点を直線で
結んだ線、168の地点と48の地点を直線で結んだ線、48の地点と47の地
点を直線で結んだ線、47の地点と46の地点を直線で結んだ線、46の地点
と167の地点を直線で結んだ線、167の地点と166の地点を直線で結ん
だ線及び166の地点と163の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

163の地点 丸山三等三角点（北緯 3 3 度 5 3 分 0 3 秒 5 6 6、東経
1 3 0 度 5 9 分 0 2 秒 0 9 7）から 1 2 5 度 3 6 分 0 7
秒 1， 4 4 3． 8 8 メートルの地点

162の地点 163の地点から 1 7 7 度 0 4 分 3 2 秒 6 5． 8 8 メー
トルの地点

161の地点 162の地点から 2 6 8 度 4 0 分 5 9 秒 1 7． 6 7 メー
トルの地点

168の地点 161の地点から 1 7 8 度 4 1 分 0 0 秒 2 5 7． 5 3 メー
トルの地点

48の地点 168の地点から 9 2 度 3 1 分 1 2 秒 2 0 4． 8 1 メー
トルの地点

47の地点 48の地点から 1 2 度 5 8 分 3 4 秒 4 9． 7 8 メートルの

地点

46の地点 47の地点から 1 0 3 度 0 0 分 0 1 秒 5 0 . 0 0 メートル
の地点

167の地点 46の地点から 1 3 度 0 0 分 0 1 秒 2 7 1 . 5 4 メートル
の地点

166の地点 167の地点から 2 8 2 度 5 7 分 0 0 秒 1 6 6 . 8 4 メー
トルの地点

(3) 面積

9 3 , 3 0 8 . 1 9 平方メートル

4 埋立ての免許年月日及び番号

昭和 5 5 年 2 月 2 1 日

北九州市指令港港港第 1 3 号

5 公有水面埋立法第 2 2 条第 3 項の市町村名

北九州市

北九州市告示第 1 4 1 号

公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき
公有水面埋立ての竣功を認可したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり
告示する。

令和 7 年 4 月 7 日

北九州港港湾管理者 北九州市
代表者 北九州市長 武 内 和 久

1 竣功認可の年月日

令和 7 年 3 月 3 1 日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 北九州市

住 所 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

代表者 北九州市長 武内和久

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

北九州市若松区響町三丁目 1 番 1、1 番 2、1 番 3 及び 1 番 5 の地先

(2) 区域

次の地点のうち、1の地点と6の地点を直線で結んだ線、6の地点と
7の地点を直線で結んだ線、7の地点と2の地点を直線で結んだ線及び
2の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 修多羅三角点（北緯 3 3 度 5 4 分 5 4 秒 9 3 0、東経 1 3
0 度 4 7 分 5 3 秒 7 3 8）から 3 1 9 度 4 1 分 0 9 秒 4、
2 0 3. 3 4 メートルの地点

6の地点 1の地点から 0 度 0 0 分 0 2 秒 8 5. 4 3 メートルの地点

7の地点 6の地点から 2 6 2 度 1 3 分 1 6 秒 8 1 2. 6 4 メートル
の地点

2の地点 7の地点から 1 8 0 度 0 0 分 0 0 秒 8 5. 7 7 メートルの
地点

(3) 面積

6 8, 9 2 2. 0 2 平方メートル

4 埋立ての免許年月日及び番号

昭和 3 8 年 1 月 9 日

3 8 洞港陸第 1 5 号

5 公有水面埋立法第 2 2 条第 3 項の市町村名

北九州市

北九州市告示第 1 4 2 号

公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき
公有水面埋立ての竣功を認可したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり
告示する。

令和 7 年 4 月 7 日

北九州港港湾管理者 北九州市
代表者 北九州市長 武 内 和 久

1 竣功認可の年月日

令和 7 年 3 月 3 1 日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 北九州市

住 所 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

代表者 北九州市長 武内和久

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

北九州市若松区響町三丁目 1 番 1、1 番 2、1 番 3 及び 1 番 5 の地先

(2) 区域

次の地点のうち、5の地点と1の地点を直線で結んだ線、1の地点と
2の地点を直線で結んだ線、2の地点と3の地点を直線で結んだ線、3
の地点と4の地点を直線で結んだ線及び4の地点と5の地点を直線で結
んだ線により囲まれた区域

5の地点 修多羅三角点（北緯 3 3 度 5 4 分 5 4 秒 9 3 0、東経 1 3
0 度 4 7 分 5 3 秒 7 3 8）から 3 1 6 度 0 2 分 0 7 秒 3、
9 1 7. 3 3 メートルの地点

1の地点 5の地点から 0 度 0 0 分 0 1 秒 3 8 5. 5 2 メートルの地
点

2の地点 1の地点から 2 6 2 度 1 1 分 5 1 秒 8 1 2. 6 9 メートル
の地点

3の地点 2の地点から 1 8 0 度 0 0 分 0 0 秒 1 8 8. 8 7 メートル
の地点

4の地点 3の地点から 1 8 0 度 0 0 分 0 0 秒 1 9 6. 2 4 メートル
の地点

(3) 面積

3 1 0, 2 3 8. 8 5 平方メートル

4 埋立ての免許年月日及び番号

昭和 3 8 年 1 月 9 日

3 8 洞港陸第 1 5 号

- 5 公有水面埋立法第 2 2 条第 3 項の市町村名
北九州市

北九州市告示第 1 4 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、し尿処理手数料の収納事務について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 7 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名 称	住 所			
一般社団法人 北九州市環境 保全協会	北九州市若松 区南二島五丁 目 1 番 1 6 号	令和 7 年 2 月 2 8 日	令和 7 年 2 月 2 8 日	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市交通局公告第 15 号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び北九州市交通局契約規程（昭和 39 年北九州市交通局管理規程第 5 号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 7 日

北九州市交通局長 白石 基

1 委託内容

- (1) 業務名 旅客自動車のタイヤ管理業務
- (2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 令和 7 年 4 月 21 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 北九州市交通局的指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とする。

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市若松区東小石町 3 番 1 号

北九州市交通局運輸サービス課

(2) 期間

この公告の日から令和 7 年 4 月 16 日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで並びに同月 17 日の午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 2 時まで

3 入札に参加するための要件

- (1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
- (2) 入札参加申込みは、所定の様式を提出すること。

4 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市若松区東小石町 3 番 1 号

北九州市交通局運輸サービス課

(2) 期間

ア 持参する場合は、この公告の日から令和 7 年 4 月 14 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午

後 1 時から午後 4 時 3 0 分までに提出すること。

イ 郵送する場合は、第 1 号の場所に書留郵便により、この公告の日から令和 7 年 4 月 1 4 日午後 4 時 3 0 分までに必着のこと。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和 7 年 4 月 1 7 日 午後 2 時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札場所

北九州市若松区東小石町 3 番 1 号

北九州市交通局 4 2 会議室

6 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 1 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当す

る入札

- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局運輸サービス課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8412